

静岡県交通基盤部、くらし・環境部所管公共事業事後評価実施要綱

第1 目的

静岡県交通基盤部道路局、河川砂防局、港湾局及び都市局並びにくらし・環境部建築住宅局が所管する公共事業（静岡県経済産業部・交通基盤部所管公共事業事後評価実施要領第2に規定する対象事業を除く）（以下「交通基盤部等が所管する公共事業」という。）の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事後評価を実施する。事後評価は、事業完了後の当該事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置を検討するとともに、その結果を同種事業の計画・調査等へ反映することを目的とするものである。

第2 対象とする事業

対象とする事業は、交通基盤部等が所管する公共事業（維持管理に係る事業及び災害復旧に係る事業を除く。）のうち、次に掲げる事業（以下「対象事業」という。）とする。

(1) 事業完了後5年以内の事業のうち、知事が規模及び特性を考慮して選定した事業

なお、「事業完了」とは、別表のとおりとする。

(2) 審議結果（第5に定める審議結果をいう。以下同じ。）を踏まえ、知事が改めて事後評価を行う必要があると判断した次に掲げる事業

①効果の発現が十分ではないが、今後時間の経過により効果の発現が期待できる事業

②改善措置が必要であり、その改善措置を講じた事業

③その他事後評価が必要と判断した事業

第3 実施の時期

(1) 第2の(1)の事業にあつては、事後評価の対象となった年の年度末までに実施する。

(2) 第2の(2)の事業にあつては、効果の発現等を踏まえ、知事が実施時期を決めるものとする。

第4 事後評価の実施

(1) 事後評価の視点

事後評価を行う際の視点は以下のとおりとする。なお、それぞれの視点において、事業の種別ごとにその特性に応じた評価の項目及び内容を設定するものとする。

- ① 費用対効果分析の算定基礎となった要因（費用、施設の利用状況、事業期間等）の変化
 - ② 事業の効果の発現状況
 - ③ 事業実施による環境の変化
 - ④ 社会経済情勢の変化
 - ⑤ 今後の事後評価の必要性
 - ⑥ 改善措置の必要性
 - ⑦ 同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性
- (2) 事業評価審査会の設置

事後評価の実施に当たり、交通基盤部及びくらし・環境部にそれぞれ関係各局長等をもって構成する事業評価審査会を設置し、事業担当課が作成した事後評価調書等（別添様式）により、対象事業の対応方針（案）の決定等を行うものとする。

第5 方針の決定

知事は、静岡県事業評価監視委員会設置要綱に基づき設置される静岡県事業評価監視委員会の意見（以下「審議結果」という。）を聴き、その意見を最大限に尊重して、対象事業の対応方針を決定するものとする。

第6 事後評価結果等の公表

- (1) 事後評価の審議結果及び対応方針を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、事後評価の根拠等とともに公表するものとする。
- (2) 審議結果を踏まえた改善措置を講じた場合、速やかにその内容について公表するものとする。

第7 その他

事業担当課は、本要綱に基づき事業種別ごとに事後評価についての実施細目を定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年3月30日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、静岡県土木部・都市住宅部所管公共事業事後評価試行要領（平成13年7月10日）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年 4月 1日から施行する。

別表

事業種別ごとの事業完了の定義

所管事業名	事業完了の定義
都市公園等事業	原則として計画区域全体において、都市公園法第2条の2に基づく供用開始の公告が行われた時点
土地区画整理事業	原則として換地処分が行われ、清算金の徴収交付事務が終了した時点
下水道事業	原則として全体計画に規定している施設整備が完了した時点
市街地再開発事業	全ての工事が完了し、清算が行われた時点
河川事業	原則として一連の整備効果を発現する区間の整備が完了した時点
ダム事業	原則として建設事業が完了した時点
砂防事業	全体計画又は一定計画策定の単位で整備が完了した時点
海岸事業	背後を海岸災害から防護する一連の海岸について整備が完了した時点
地すべり対策事業	地すべり防止区域における一連の地すべり対策事業が終了した時点
急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地崩壊危険区域における一連の急傾斜地崩壊対策事業が終了した時点
道路・街路事業	原則として事業採択を行った区間又は箇所が全線供用を開始した時点
公営住宅整備事業等	原則として事業単位に含まれる住宅等の施設が全て完成した時点
住宅地区改良事業等	原則として国庫補助事業が完了した時点
住宅市街地基盤整備事業(旧住宅宅地関連公共施設等総合整備事業)	原則として国庫補助事業が完了した時点
住宅市街地総合整備事業(旧住宅市街地整備総合支援事業)	原則として国庫補助事業が完了した時点
住宅市街地総合整備事業(旧密集住宅市街地整備促進事業)	原則として国庫補助事業が完了した時点
港湾整備事業	原則として事業採択を行ったプロジェクトの整備が全て完了し供用を開始した時点